

岩手県告示第422号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡軽米町及び九戸郡洋野町
- （2）基本測量を実施する期間 平成24年6月28日から平成25年3月15日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2（1）基本測量を実施する地域 宮古市
- （2）基本測量を実施する期間 平成24年6月28日から平成25年3月15日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（電子基準点付属金属標取付観測）